

平成 28 年度 高齢者の消費者被害未然防止キャンペーン

1 目的： 近年、高齢者が当事者となる消費者トラブルが多く、県センターに寄せられた相談では、26 年度・27 年度ともに、60 歳代以上の高齢者が苦情相談全体の 4 割を占めている。

そこで、敬老の日がある 9 月を中心に、高齢者を対象とした標記のキャンペーンを実施し、被害の未然防止・拡大防止を図る。

2 実施期間：平成 28 年 9 月～10 月末まで

3 主催：福井県

4 協力機関：消費者団体、福井弁護士会、福井県司法書士会、福井県警察、敦賀市

5 主な事業内容

(1) 啓発グッズの配布（街頭啓発）

街頭にて高齢者被害防止グッズ等を配布。

平成 28 年 9 月 16 日（金） 11 時 00 分 嶺北

会場：JR 福井駅周辺（西口広場、東口広場等）

（※福井県警察、福井弁護士会、福井県司法書士会、大学生と共同で実施予定）

平成 28 年 9 月 16 日（金） 15 時 30 分 嶺南

会場：アルプラザ敦賀入口付近

（※敦賀市消費者連絡協議会、敦賀市等と共同で実施予定）

(2) 広報誌等での啓発

- ① 「くらしの情報ふくい（9 月号）」で高齢者に多い事例を掲載。差し込み版にて高齢者狙いの悪質商法に対する注意喚起。
- ② FBC ラジオ「ふくい元気通信」（9 月 7 日、9 月 21 日、10 月 5 日放送）にて、高齢者に多い事例を放送。
- ③ 協力の得られたスーパーマーケット等において、悪質商法や特殊詐欺等に対し、注意喚起を促すポスターの掲示や店内放送を実施。

(3) 高齢者トラブル 110 番（高齢者電話相談）

平成 28 年 9 月 1 日～10 月 31 日

（土日も受付。ただし、祝日を除く。嶺南消費生活センターは第 3 日曜日を除く。）

受付時間：9 時～17 時

消費生活センター（TEL 0776-22-1102）、嶺南消費生活センター（TEL 0770-52-7830）

※来訪でも相談可能。

(4) その他

消費生活相談員による出前講座、啓発パネルの展示（9 月 12 日～16 日；県庁 1 階）